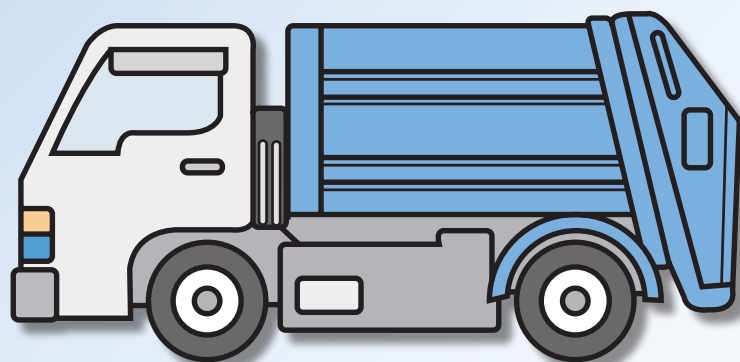


常総環境センター

事業系ごみと資源の分別マニュアル



令和5年度発行

常総市（旧水海道市）、取手市、守谷市、つくばみらい市



常総地方広域市町村圏事務組合



目次

contents

事業者の責務	1
廃棄物の区分	2
事業系一般廃棄物の処理方法	3
搬入できる事業系一般廃棄物	4~5
事業系ごみと家庭系ごみの違い	6
搬入禁止となる場合・法律で禁止されていること	7
産業廃棄物の処理方法	8
廃棄物の減少化・資源化	9



事業者の責務

事業活動に伴って生じたごみは、量や種類に関わらず、**事業者自らの責任で適正に処理しなければなりません。**

事業者には、廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び構成市の条例により、以下のことが定められております。

【適正処理】

事業活動に伴って生じたごみは、自ら処理を行うか、業者に委託して、適正に処理すること

事業者の責務

【3Rの推進】

ごみの発生抑制、再使用、再生利用を行うことにより、ごみの減量化に努めること

【国や市への協力】

ごみの減量化、適正処理等について、国や市の施策に協力すること

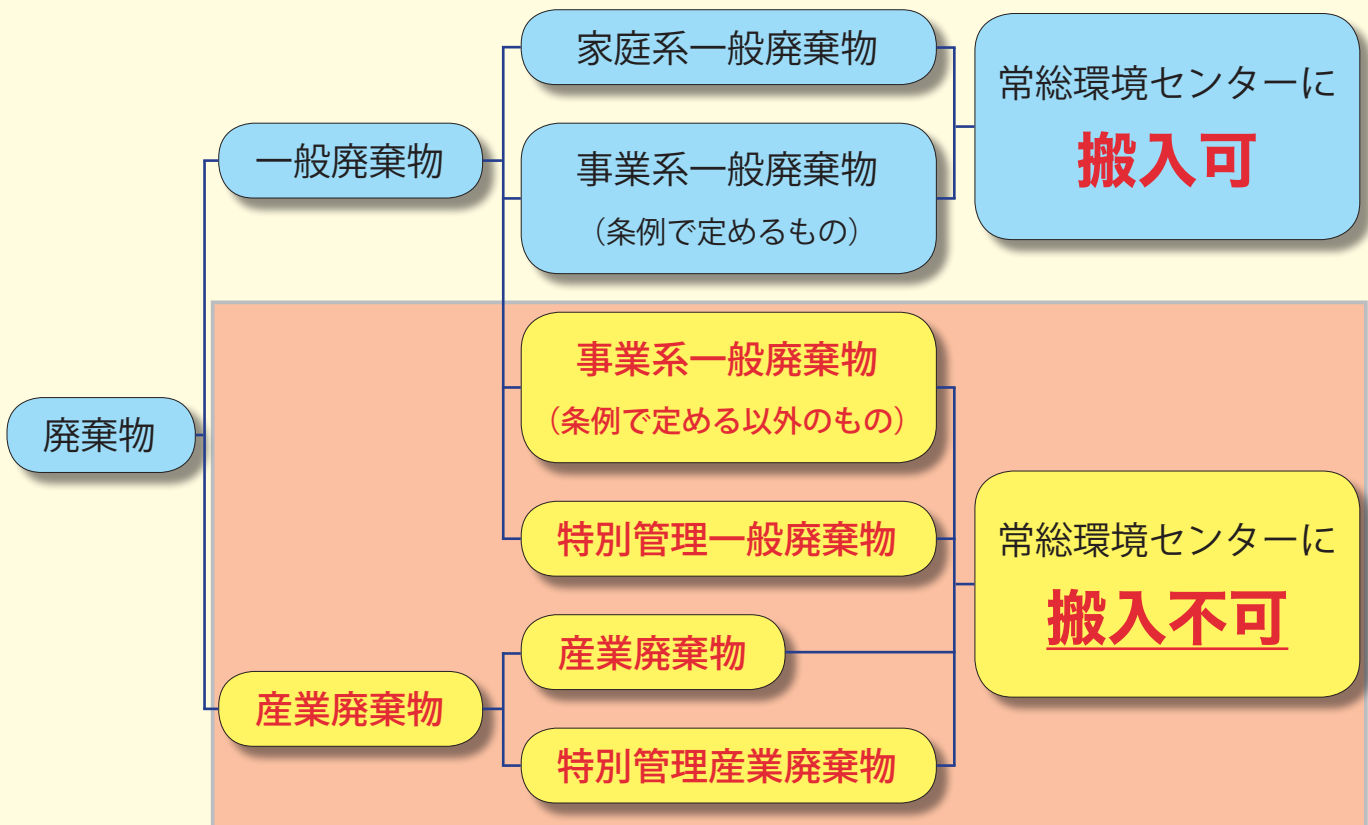


業種や規模を問わず、会社・商店・事務所・飲食店・工場・農業・病院等が“**事業者**”に含まれます。

02

廃棄物の区分

廃棄物は“一般廃棄物”と“産業廃棄物”のいずれかに分類されます。
 常総環境センターには、管内（常総市（旧水海道市）・取手市・守谷市・つくばみらい市）から出る家庭系一般廃棄物と事業系一般廃棄物（条例で定めるもののみ）の搬入が可能です。



一般廃棄物

一般家庭の日常生活に伴って生じた廃棄物を“家庭系一般廃棄物”、事業活動に伴って生じた産業廃棄物以外の廃棄物を“事業系一般廃棄物”と定義しています。

産業廃棄物

産業廃棄物とは、事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、20種類の廃棄物であると定められています。(P8 参照)

産業廃棄物に該当するものは、常総環境センターに搬入することができません。

特別管理廃棄物

一般廃棄物、産業廃棄物のうち、爆発性、毒性、感染性、その他の人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれのある性状を有するものは、「特別管理一般廃棄物」「特別管理産業廃棄物」として定義されています。

特別管理廃棄物に該当するものは常総環境センターに搬入することはできません。

03

事業系一般廃棄物の処理方法

事業系一般廃棄物は、地域の集積所に出すことはできません。

次の①・②いずれかの方法により、自らの責任で適正な処理をお願いします。

①一般廃棄物収集運搬許可業者に委託する

事業系一般廃棄物の収集・運搬を委託する場合は、市から許可を受けている業者に委託しなければなりません。

許可業者については、下記の事業者所在地の市役所にお問い合わせください。

②自ら常総環境センターに直接搬入する








常総環境センターに直接搬入する場合、事前に事業所所在地の市役所に「**事業系一般廃棄物搬入許可書**」の申請を行い、**環境センターでの提示が必要**となります。

【構成市お問い合わせ先】

○常総市	生活環境課	☎ 0297-23-2111
○取手市	環境対策課	☎ 0297-74-2141
○守谷市	生活環境課	☎ 0297-45-1111
○つくばみらい市	生活環境課	☎ 0297-58-2111

受 入 日	毎週月曜日から金曜日（土日祝日・年末年始（12月29日～1月3日）は除く）
受 入 時 間	午前9時から午後4時まで
料 金	200円/10kg+消費税 (ただし、10kgに満たない場合でも1回の搬入につき200円+消費税を頂きます)
計量の方法	①受 付：受付時にごみを積んだまま車ごと計量します。 ②荷降ろし：指定の場所に搬入者がご自身でごみを降ろします。 ③ごみ重量：計量受付に戻り、車ごと計量します。 ④精 算：受付時と精算時の重量の差で料金を算出します。 ※お支払いは現金払いとなります。
ごみの分け方	直接持ち込むごみの分け方は、次ページをご確認ください
搬入車両と降ろし方	・搬入する車両は、8トン車までとなります。 ・搬入者ご自身で手降ろしをしていただきますので、降ろしやすいように、あらかじめごみ種ごとにまとめておいてください。
その他注意点	・必ず、ごみ種ごとに分別し、指定ごみ袋（可燃ごみは「可燃ごみ専用袋（事業所用）」、不燃ごみは「不燃ごみ専用袋」、資源物は「資源物専用袋」）に入れてください。 ・分別されていないごみや、搬入許可書に記載されていないごみがあった場合は、持ち帰りの指示と搬入ルールに基づく指導を行います。

【常総環境センターに搬入できる事業系一般廃棄物の種類】

区分	種類	規格	出し方	
資源物	無色ビン 	飲食用の物に限る	キャップを外し、水洗いをする。こと。	
	茶色ビン 	飲食用の物に限る	キャップを外し、水洗いをする。こと。	
	その他のビン 	飲食用の物に限る	キャップを外し、水洗いをする。こと。	
	あき缶類	飲食用の物に限る	水洗いをする。こと。 資源物専用袋へ入れる。こと。	
	プラスチック製容器包装	プラスチック製容器包装の法定識別マークの表示のあるもの。 ただし、従業員が排出するもので事業活動に伴わないもの。	中身を使い切り、汚れているものは、ふき取るか、水洗いをする。こと。 資源物専用袋へ入れる。こと。	
	ペットボトル 	PET ボトルの法定識別マークの表示のあるもの。 ただし、従業員が排出するもので事業活動に伴わないもの。	キャップ及びラベルを取り、水洗いをしてつぶす。こと。 資源物専用袋へ入れる。こと。	

資源物は、種類ごとに分け、あき缶類、プラスチック製容器包装及びペットボトルは種類ごとに資源物専用袋に入れてください。
※焼却ごみの削減とリサイクルにご協力をお願いします。

区分	種類	規格	出し方
可燃ごみ	資源化できない紙くず	筒状の物は長さ 50cm、太さ 5cm 以内。	可燃ごみ専用袋（事業所用）に入れること。 
	木くず	筒状の物は長さ 50cm、幅 50cm、太さ 5cm 以内。	
	野菜くず	一事業所における年間搬入量 100 t 未満。	
	食料品くず		
	布及び絹くず	長さ 50cm、幅 50cm、厚さ 10cm 以内。	
	厨芥類		水分を切ること。 可燃ごみ専用袋（事業所用）に入れること。
不燃ごみ	資源化できないガラス類	従業員が排出するもので事業活動に伴わないもの。 ※プラスチック類については、プラスチック製容器包装以外とする。	不燃ごみ専用袋に入れること。 
	陶器、磁器及び金物（あき缶類以外）類		
	プラスチック類		
	小型家電品類	特定家庭用機器再商品化法で指定されていないもので、かつ、指定袋に入るもの。	

※ P4,5 の表は代表的なものを例示していますので、業種によって産業廃棄物になるものがあります。

※産業廃棄物に該当するものは搬入することができませんので、ご不明な点がございましたら、搬入前に所在地の市やセンターへお問い合わせください。

※必ず、搬入できるごみの規格及び出し方をお守りください。

※搬入できるものも可能な限り資源化しましょう。

事業系ごみは集積所に出してはいけません！！

事業系ごみは、たとえ少量のものや資源物であっても集積所に出すことはできません。悪質な場合は、不法投棄として罰則が適用されることがあります。

住居と店舗が同じ建物の場合でも、ごみは別々に出してください。

事業系ごみと家庭系ごみの違い

事業活動に伴って生じた廃棄物（事業系ごみ）と、家庭の日常生活に伴って生じた廃棄物（家庭系ごみ）では、取り扱いが異なります。

事業活動で発生する一般廃棄物はすべて「**事業系一般廃棄物**」となります。

(例) 店舗兼住宅の場合

○2階：住居

家庭から出るごみ
＝家庭系一般廃棄物

家庭系一般廃棄物の処理方法

- ・集積所へ排出
- ・常総環境センターへ**直接搬入**



事業系一般廃棄物の処理方法

- ・常総環境センターへ**直接搬入**
- ・一般廃棄物収集運搬許可業者へ委託

○1階：店舗

店舗から出るごみ
事業系一般廃棄物
＝ or
産業廃棄物

産業廃棄物の処理方法

- ・産業廃棄物処理業者へ直接搬入
- ・産業廃棄物収集運搬許可業者へ委託
- ※常総環境センターに搬入することは**できません**

注意

条例違反のごみがあった場合搬入停止となることも…

常総環境センターでは、事業系一般廃棄物の受け入れの際、産業廃棄物や資源化可能物、危険物等の搬入不適物混入を防止するため、**職員による搬入物の検査を実施**します。

搬入にあたっては、ルールを守っていただくよう十分注意してください。ルール違反があった場合は指導の対象になり、最悪**常総環境センターへの搬入が停止となる場合もあります。**

<収集運搬許可業者に委託している場合>

業者に委託している場合でも、排出事業者に対する指導を行うとともに、**収集運搬許可業者の常総環境センターへの搬入が停止となる場合もあります。**

ごみを出すときは、**分別を徹底**してください。



指定袋以外の袋の使用等



混入された産業廃棄物
(ビニール類等)

○法律で禁止されている主なこと○

～違法焼却～

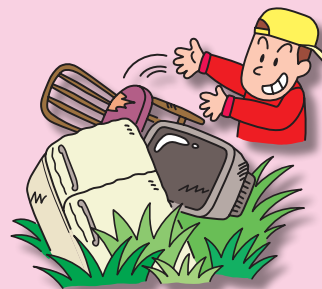
廃棄物を焼却することは、原則禁止されています。素掘りの穴、周囲を鉄板で囲った穴、ドラム缶などで暖を取るための焼却も認められていません。



～不法投棄～

廃棄物を道端や人目につかない場所などにみだりに捨てることは禁止されています。

産業廃棄物を地域の集積所に出すことも不法投棄とみなされます。



罰則：5年以下の懲役若しくは1,000万円以下の罰金又はこの併科
(法人に対しては3億円以下の罰金)

04

産業廃棄物の処理方法

①自ら産業廃棄物処理業者に搬入

②産業廃棄物収集運搬許可業者へ委託

産業廃棄物処理業者に処理の委託をする場合、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づく許可を受けている業者に委託してください。

委託する産業廃棄物の品目にご注意ください。

産業廃棄物の処理を業者に委託する場合は、委託しようとする品目の許可を受けている業者に委託してください。

産業廃棄物処理業者を選ぶ際のお問い合わせ

(社)茨城県産業資源循環協会 ☎ 029-301-7100



【産業廃棄物20種】

	種 類	具 体 例
業 種 限 定 (※1) なし	① 燃えがら	石灰がら コークス灰
	② 汚泥	メッキ汚泥 水洗ブースかす 建設廃汚泥(※2)
	③ 廃油	廃潤滑油 廃エンジンオイル 廃動植物性油(※2)
	④ 廃酸	廃塩酸 廃硫酸 すべての酸性廃液(※2)
	⑤ 廃アルカリ	苛性ソーダ水溶液 すべてのアルカリ性廃液(※2)
	⑥ 廃プラスチック	合成樹脂くず 合成繊維 廃タイヤ ペットボトル
	⑦ ゴムくず	天然ゴムくず
	⑧ 金属くず	空缶 スクラップ 切削くず プリキくず
	⑨ ガラスくず コンクリートくず 及び陶磁器くず	空瓶 レンガ製品くず セメント製品くず (コンクリートくずについては、建設業(※3)に伴ったものは除く)
	⑩ 鋳さい	スラグ 鋳物廃砂 サンドブラスト廃砂
	⑪ がれき類	コンクリート破片等(建設業(※3)に伴ったもの)
	⑫ ばいじん	ばい煙発生施設などの集じん施設で捕捉したもの
業 種 限 定 (※1) あり	⑬ 紙くず	建設業(※3) パルプ製造業 製紙業 製本業等
	⑭ 木くず	建設業(※3) 木材製造業 木製品製造業等 ただし、貨物の流通のために使用したパレット及び使用した梱包用木材等が業種に限らず産業廃棄物となる
	⑮ 繊維くず	建設業(※3) 繊維工業に係る天然繊維
	⑯ 動植物性残さ	食料品製造業 医療品製造業 香料製造業において原料として使用した固形状の不要物
	⑰ 動物系固形不要物	と畜産業において処分した獣畜等に係る固形状の不要物
	⑱ 動物のふん尿	畜産農業(畜舎排水を含む)
	⑲ 動物の死体	畜産農業
⑳	①～⑨の産業廃棄物を処分するために処理したもので、いずれにも該当しないもの	

※1 業種限定とは、特定の業種から排出された場合のみ産業廃棄物に該当する

※2 産業廃棄物に該当する液体を含ませた紙や布等も産業廃棄物に該当する

※3 工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものに限る

05

廃棄物の減量化・資源化

廃棄物の減量化・資源化を行うことは**メリットがたくさん**あります！

代表的なメリット

①処理コストの削減

設備や事務用品などの浪費を減らして、職場での体系的な節約を行うことで、ごみの減量化と経費の節減、効率化が期待されます。

事務系の一般廃棄物、産業廃棄物、資源化可能物の分別を徹底できれば、**大幅なコスト削減に繋がる可能性**があります。

②企業のイメージアップ

地球環境問題に関心が高まっており、ごみの減量化や資源化を推進することは、**イメージアップに繋がります**。

③常総環境センターの安定処理

現在、約 90%の稼働率で、ひっ迫している状況であり、ごみ処理に支障をきたしています。センターへの搬入量を減らすことで災害時のごみ受入にも対応できます。

ごみの減量化・資源化に 欠かせないのは "3R" !!

